

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 14 日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院臨床検査業務委託 一括入札

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（4 年間）

(4) 履行場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

ア 入札金額は、入札書別紙「検査項目一覧」（以下「検査項目一覧」という。）に示す各検査項目 1 件当たりの単価（以下「検査項目単価」という。）及び専用容器単価に(3)の委託期間における各検査項目の予定数量を乗じて得た額の合計額とする。

イ 「検査項目一覧」に記載する検査項目単価及び専用容器単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の健康診断・医療サービスに登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 日本医師会が実施する臨床検査精度管理調査に参加している者であって、その調査において、次の要件を満たしていること。

ア 直近の当該調査における評価 C は年間 6 件以下であること。

イ 直近の当該調査における評価 D はないこと。

(6) 日本総合健診医学会精度管理調査又は日臨技臨床検査精度管理調査に参加している者であること。

(7) 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく、衛生検査所の登録を受けていること。

(8) ISO27001 認定又は日本情報処理開発協会が管理するプライバシーマーク認定を取得していること。

(9) ISO15189 認定を取得していること。

(10) 検査の受注及び結果報告は、入札説明書に示す方法によることが可能であること。

- (11) 検体等の集配は、鳥取県立中央病院長が適当と認める手段及び方法により行うことが可能であること。
- (12) 検体検査委託に係る特殊容器（特殊試薬入り試験管等）を提供し、その使用分を容器費用として請求が可能であること。その他検査委託に係る保管・輸送容器（鳥取県立中央病院が使用している容器と同規格のものとする。）を負担することが可能であること。同規格の容器を負担しない場合は、日立アロカ LabFLEX2600 での分注が可能となるよう負担すること。なお、容器は契約履行開始前に仮の数量を納品し、その後は、毎月使用数量に応じて納品すること。
- (13) 検査項目一覧中の検査委託予定項目がすべて受託できること。なお、再外注も可能とし、その場合は検査項目一覧中の再外注先に業者名を記載すること。
- (14) 鳥取県立中央病院長からの要請があれば、日差の内部精度管理表を速やかに提出すること。
- (15) 本件業務処理のため当院システムへの接続に要する費用は受託者が負担すること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
電話 0857-26-2271（内線 2775）
電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、本件調達のお知らせの公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

本件調達の公告日から同月 21 日（金）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 3 日（月）午後 2 時 30 分

イ 場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院 7 階第 1 会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出すること。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、参加表明書及び 2 の入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4 の(1)の場所に令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約単価に仕様書で示す予定数量を乗じて得た額に 10 パーセントに相当する額を加算した金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 112 条（以下「会計規則」という。）の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。